

【事業の全体計画】

1. 事業計画

汚泥（無機性汚泥で含水率 80%以下の物に限る）、事業活動に伴い発生する汚泥（含水率 85%以下の物に限る）、燃え殻、ばいじん、鉱さい、金属くず、廃プラ類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラ陶、がれき類（石綿含有産業廃棄物は除く）、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物を選別又は混練・固化、造粒固化、圧縮・結束した後、処理後の廃棄物の一部をグループ会社である株式会社東環の管理型処分場内にて覆土助材や路盤材・埋立保護材として有効利用しながら埋立処分する。またそれ以外の物についても最終処分（管理型）する。通常ただ埋立処分最終処分するだけの廃棄物に付加価値を付け施設の省エネ稼働、環境負荷抽出による周辺環境の把握、積極的な再生利用をもって環境負荷の低減を図る事を目的としている。

2. 事業場の名称

株式会社 セイフコ エコプラネット富士
中間処理事業（選別、混練・固化、造粒・固化）
エコプラネット長野
中間処理事業（圧縮・結束、破碎）

3. 事業内容

- ・一般廃棄物並びに産業廃棄物収集、処理及び再生に関する事業
- ・汚染土壌の収集運搬、処理及び再生に関する事業
- ・各種機械の設計及び製造、販売
- ・土木、建築の設計および施工
- ・前各号に関わるコンサルティング業務および人材派遣業
- ・前各号に付帯する一切の業務

4. 会社理念

基本理念

弊社業務は環境保護の最前線との矜持のもと、自然からの恵沢を感謝する心をもって、生命の共有を実感する社会、また持続可能な循環型社会の形成の一助となるべく活動する。このため身近な標語として、「あなたへ 子供たちへ 健全な世紀を贈りたい！」を掲げ、全従業員が一致協力する。

（1）活動方針

- 1) 各種法令・地域協定等の遵守
全ての活動は遵法であること
- 2) 環境負荷の低減
LCA 評価手法により、出来る範囲で低環境負荷をめざす
- 3) 管理システム

安心・安全な維持管理策・情報安全策等を定め、方策の可視化・周知徹底・全員参加を可能にするスリム化され実効的なシステムの構築

4) 事業場のアピール

労働環境・周辺環境の整備、全従業員・顧客・地域住民その他に成果をアピール

(2) 自社マネジメントシステム『TSMS』運用

ISO 運用経験から、環境・品質・労働安全衛生・情報セキュリティの内容を含んだシステムを運用。

(3) 信頼関係を財産に地域と成長しています。

当社は地元町内会から同意を受け運営されています。他にはない地域との強い信頼関係が、当社の大きな財産です。さらに働く人材についても地元で採用しアットホームな雰囲気の中にも、環境保全の使命と自覚をもって、生き生きと働ける職場づくりを実践。信頼にはより大きな実践で応えることが当社の責務。地域と力を合わせて成長する企業を目指しています。

(4) 誰もが気持ちよく利用できるように努力しています。

施設整備についても、新しい取組をいち早く行っています。明るく元気な接客はもちろんのこと、見学者のための休憩施設の整備や 施設内の徹底した清掃、場外清掃など、地域に暮らす人、お客様、従業員すべてが気持ちよく利用するための努力を続けています。

(5) 環境教育活動にも、積極的に取り組んでいます。

当社は従来の産業廃棄物処理施設にありがちな、不透明感を排除。事業内容は広く一般の方々に公開し、施設見学などの随時受け付けております。“環境の世紀”への一つの答えとして私たちは、新しい産業廃棄物処理施設のモデルを構築してゆきます。

5. 事業の実施場所

エコプラネット富士：山梨県富士吉田市上吉田 4840-1 他 6 筆

エコプラネット長野：長野県長野市松岡 2 丁目

6. 事業の種類

- 1) 選 別：廃プラ類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラ陶、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）
- 2) 混練・固化、造粒・固化：汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい・特別管理一般廃棄物（燃え殻、ばいじん）・特別管理産業廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい）
- 3) 圧縮・結束・破碎：廃プラ類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラ陶、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）

5. 施設の稼働

施設の受入は1日当たり8時間『8:00～17:00(1時間休憩)』、施設稼働については搬入時間を前提とするが、施設稼働について処理量が多い場合は、最長で7:00～21:00の14時間(12時間作業・1時間休憩、30分立上、30分清掃時間)とする。

6. 対象廃棄物及び処理能力

・エコプラネット富士

- 1) 選別・・・粒度選別機、磁力選別機械、手選別による選別
対象廃棄物・・・廃プラ類、ゴムくず、金属くず、ガラ陶、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)
処理能力・・・45m³/時 540m³/日(最大実稼働12時間稼働時)
- 2) 混練・固化・・・ジクロスミキサによる混練・固化
対象廃棄物・・・汚泥、燃え殻、ばいじん、鉦さい(石綿含有産業廃棄物を除く)及び特別管理一般廃棄物(燃え殻、ばいじん)、特別管理産業廃棄物(汚泥、燃え殻、ばいじん、鉦さい)
処理能力・・・25m³/時 300m³/日(最大実稼働12時間稼働時)
- 3) 造粒・固化・・・ペレガイアによる造粒・固化
対象廃棄物・・・汚泥、燃え殻、ばいじん、鉦さい(石綿含有産業廃棄物を除く)及び特別管理一般廃棄物(燃え殻、ばいじん)、特別管理産業廃棄物(汚泥、燃え殻、ばいじん、鉦さい)
処理能力・・・5t/時 60t/日(最大実稼働12時間稼働時)

・エコプラネット長野

- 1) 圧縮・結束・・・マルチベラーによる圧縮梱包
対象廃棄物・・・廃プラ類、ゴムくず、金属くず、ガラ陶、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)
処理能力・・・8t/時 64m³/日(8時間稼働時)
- 2) 破碎施設①・・・2軸破碎機
対象廃棄物・・・廃プラ類、ゴムくず、金属くず、ガラ陶、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)
処理能力・・・廃プラ類2.03t/日、ゴムくず1.44t/日、金属くず0.90t/日、ガラ陶2.14t/日、紙くず2.86t/日、木くず2.26t/日、繊維くず2.03t/日、がれき類2.26t/日(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 3) 破碎施設②・・・一軸破碎機
対象廃棄物・・・廃プラ類
処理能力・・・0.618t/時 4.99t/日(8時間稼働時)

【環境保全措置の概要】

I. 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業

(1) 事前点検

業務開始前に始業前点検を確実に実施します。日頃から収集運搬車両の荷台等に損傷が無いことを確認し、廃棄物の漏洩・荷崩れを未然に防ぐ。

(2) 過積載防止措置

各産業廃棄物の比重を考慮し、適切な量を積載するよう排出事業者に促す。

(3) 飛散・流出防止措置

①飛散・流出する恐れがある産業廃棄物は、予め排出事業者はその性状に応じた容器に封入を依頼する。

②飛散防止用養生シートを掛け荷台を覆い、飛散・流出を防ぎます。

③石綿含有産業廃棄物を運搬する際には、必ず袋詰めされた状態のものを積載し、飛散防止用養生シートを掛け荷台を覆い、飛散を防ぐ。

(4) 騒音・振動防止措置

深夜及び早朝に収集運搬作業を極力避けると共に、適正な積込み作業を行い、廃棄物や容器をベルト等で固定するなどの振動及び騒音防止措置を講じる。

(5) 悪臭防止措置

悪臭・衛生害虫が発生する恐れがあるものは、排出事業者に予めビニール袋等に密閉を依頼する。

(6) 搬入搬出に使用する道路は住宅街を外したルートを選定し、その他のルートは使用しない。

又、使用する車両は荷台に水密パッキンを装備し、専用の防水耐衝撃仕様のシートを装着し輸送を行う。

II. 産業廃棄物処分業

A. 中間処理施設において講ずる措置

(1) 騒音・振動防止措置

①各中間処理施設において、騒音が発生する機器類は全て建屋内に配置し稼働する。

②場内を走行する運搬車両に対し、徐行運転を促す。

③敷地内通路はアスファルト舗装で整備しております。

(2) 悪臭防止措置

悪臭の発生がないものを受入れるが、処理に伴う反応臭について活性炭等による脱臭機を設置し、施設の悪臭防止を図る。

(3) 維持管理基準について

生活環境に与える影響を低減させるため、各処理施設において法令で定められた維持管理基準を遵守し、施設の運営を行い、安全操作・安全運転の徹底を行い、操業時間を厳守する。

B. 保管場所において講ずる措置

(1) 飛散・流出防止措置

飛散の恐れのある産業廃棄物は、原則建屋内に保管し廃棄物の飛散を防止します。がれき類等の粉塵が発生する可能性がある廃棄物は適宜に散水し、粉塵の飛散を防止する。

汚泥等の流出する可能性のある廃棄物は土間コンクリートを敷設したヤードに受入れ、流出を防止する。

(2) 地下浸透防止

受入れした産業廃棄物は全て土間コンクリートを敷設したヤードで保管し、地下浸透を防止する。

(3) その他

産業廃棄物の保管施設である旨の掲示板を設け、保管上限・積上げる事が出来る高さを超えないようにする。